平成２１年（フ）第１０８号
兵庫県小野市片山町1251番地の３　片山宿舎305号
債務者　塚本　秀一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１１３号
兵庫県西脇市郷瀬町668番地の67
債務者　長谷川清美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５５８９号
大阪市此花区酉島１―16―４―703、住民票上の住所大阪市東淀川区相川２丁目10番10―301号
債務者　小﨑晃一郎
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３８６号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番４―812号
債務者　松川　幸司
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５３７号
大阪市北区本庄東２丁目５番16―205号
債務者　沖本　宣方
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７６２号
大阪府豊中市永楽荘２丁目１番８―105号
債務者　曽田　　清
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７９０号
大阪市大正区三軒家東５丁目３番26号　中山方
債務者　鞆　由加里
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８３０号
大阪市東住吉区西今川４丁目23番20号　ヴィーブル中野205号
債務者　川崎こと　李　　秀夫
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９０１号
大阪市北区大淀中５丁目14番57―503号
債務者　斉藤　愛子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９１８号
大阪府東大阪市菱屋東３丁目１番７―106号
債務者　仁坂　智恵
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９３９号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目22番５―401号
債務者　中川由紀子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９８５号
大阪府枚方市野村元町32番15―13号
債務者　中島サトミ
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０３１号
大阪市浪速区浪速東３丁目２番14―1112号
債務者　田口　順子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０４０号
大阪市大正区北村２丁目11番８号
債務者　黒田美奈子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０４４号
大阪府茨木市耳原３丁目５番６号
債務者　白川　優一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０４９号
大阪府八尾市桂町３丁目69番地　市営住宅28―２号
債務者　泉尾　忠義
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０７２号
大阪市浪速区敷津西１丁目12番14号　フジハイツ505号
債務者　北川健一郎
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１２８号
大阪府枚方市三栗２丁目10番12―1103号
債務者　稲垣　公則
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部